徳島県告示第六百十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第百九十五号）第十八条第十七項の規定に基づき、土地改良区の役員の退任について届出があったので、同条第十八項の規定により次のとおり公告する。

令和四年十月十八日

徳島県知事　飯　泉　嘉　門

一　土地改良区の名称

阿南東部土地改良区

二　退任役員

役員名	氏名	住所
理事	淺田　準次郎	阿南市日開野町竹ノハナ二五三